

長久手市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則を別紙のとおり公布する。

平成25年6月 日

長久手市教育委員会委員長

長久手市教育委員会規則第 号

長久手市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則

長久手市教育委員会事務局処務規則（昭和53年長久手町教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(組織) 第2条 事務局に教育総務課、給食センター_____及び中央図書館(以下「課等」という。)を置き、その分掌事務は、別表第1のとおりとする。 2 前項の課等に、それぞれ次の係を置く。 (1)及び(2) (略) (3) (略) (教育部長_____等の設置) 第4条 事務局に教育部長_____及び教育部_____次長を置くことができる。 2 教育部長_____は、教育長を補佐し、教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときは、その職務を代行する。	(組織) 第2条 事務局に教育総務課、給食センター、<u>生涯学習課、文化の家</u>及び中央図書館(以下「課等」という。)を置き、その分掌事務は、別表第1のとおりとする。 2 前項の課等に、それぞれ次の係を置く。 (1)及び(2) (略) (3) <u>生涯学習課 社会教育係 社会体育係</u> (4) <u>文化の家 管理係 事業係</u> (5) (略) (<u>教育文化部長</u>等の設置) 第4条 事務局に<u>教育文化部長</u>及び<u>教育文化部次長</u>を置くことができる。 2 <u>教育文化部長</u>は、教育長を補佐し、教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 教育部 次長は、教育部長を補佐し、教育部長に事故があるとき、又は教育部長が欠けたときは、その職務を代行する。

(代決)

第8条 教育長が不在のときは、教育部長がその事務を代決し、教育部長も不在のときは、教育部次長、主管課長、主管事務局長、主管館長、主管室長、主管所長、主管主幹、主管課長補佐、主管所長補佐、主管館長補佐又は主管係長が代決する。

(専決)

第10条 教育部長、課長、事務局長及び館長の専決事項は、長久手市決裁規程(昭和47年長久手町規程第1号)を準用する。この場合、「部長」とあるのは「教育部長」と、「課長」とあるのは「課長」、「事務局長」又は「館長」と読み替えるものとする。

別表第1 (第2条関係)

教育総務課

庶務教育係

(1)～(18) (略)

(19) その他学校教育全般に
関すること。

3 教育文化部次長は、教育文化部長を補佐し、教育文化部長に事故があるとき、又は教育文化部長が欠けたときは、その職務を代行する。

(代決)

第8条 教育長が不在のときは、教育文化部長がその事務を代決し、教育文化部長も不在のときは、教育文化部次長、主管課長、主管事務局長、主管館長、主管室長、主管所長、主管主幹、主管課長補佐、主管所長補佐、主管館長補佐又は主管係長が代決する。

(専決)

第10条 教育文化部長、課長、事務局長及び館長の専決事項は、長久手市決裁規程(昭和47年長久手町規程第1号)を準用する。この場合、「部長」とあるのは「教育文化部長」と、「課長」とあるのは「課長」、「事務局長」又は「館長」と読み替えるものとする。

別表第1 (第2条関係)

教育総務課

庶務教育係

(1)～(18) (略)

(19) 平成こども塾に関する
こと。

施設係

(略)

給食センター

給食係

(略)

施設係

(略)

給食センター

給食係

(略)

生涯学習課

社会教育係

- (1) 生涯学習に関すること。
- (2) 社会教育委員に関すること。
- (3) 青少年及び女性教育に関すること。
- (4) 社会教育関係団体に関すること。
- (5) 公民館に関すること。
- (6) 文化財の保護に関すること。
- (7) 文化財保護審議会に関すること。
- (8) 町史編さんに関すること。
- (9) 社会教育施設に関すること。
- (10) 古戦場公園に関すること。
- (11) 色金山歴史公園に関すること。

社会体育係

(1) スポーツ及びレクリエーションの振興に関すること。

(2) 学校体育施設のスポーツ開放に関すること。

(3) スポーツ推進委員に関すること。

(4) 校区体育委員に関すること。

(5) 社会体育施設に関すること。

(6) 杵ヶ池公園に関すること。

文化の家

管理係

(1) 施設の維持管理に関すること。

(2) 施設の利用許可、使用料及び入場料の徴収に関すること。

(3) 文化の家会員（フレンズ）に関すること。

(4) 運営委員会に関すること。

(5) 住民情報サービスカウンターの事務に関すること。

事業係

(1) 事業の企画、実施及び広報宣伝に関すること。

中央図書館 (略)	(2) <u>芸術及び文化の振興に關すること。</u> (3) <u>舞台技術關係に關すること。</u> (4) <u>創造スタッフに關すること。</u> (5) <u>企画委員會に關すること。</u> 中央図書館 (略)
----------------------	--

附 則

この規則は、平成25年7月1日から施行する。

長久手市教育委員会告示第 号

長久手市教育委員会公印規程（平成6年長久手町教育委員会告示第1号）の一部を次のように改正する。

平成25年6月 日

長久手市教育委員会委員長 近藤勝志

改正後	改正前
（保管） 第3条 公印（学校長保管のものは除く。）は、<u>教育部長</u>が保管する。ただし、事情により<u>教育部長</u>は、他の所長及び館長に公印の保管を分任することができる。 2及び3 （略） （公印台帳） 第4条 <u>教育部長</u>は、公印台帳（様式第1）を作成し、すべての公印について作成若しくは改刻又は廃棄等のつど必要な事項を登載しなければならない。 （作成、改刻、事故等） 第5条 公印を作成し、又は改刻しようとするときは、<u>教育部長</u>を経て教育長の決裁を得なければならない。	（保管） 第3条 公印（学校長保管のものは除く。）は、<u>教育文化部長</u>が保管する。ただし、事情により<u>教育文化部長</u>は、他の所長及び館長に公印の保管を分任することができる。 2及び3 （略） （公印台帳） 第4条 <u>教育文化部長</u>は、公印台帳（様式第1）を作成し、すべての公印について作成若しくは改刻又は廃棄等のつど必要な事項を登載しなければならない。 （作成、改刻、事故等） 第5条 公印を作成し、又は改刻しようとするときは、<u>教育文化部長</u>を経て教育長の決裁を得なければならない。

2 保管者は、前項の規定により公印を作成し、又は改刻したときは公印作成改刻届（様式第2）を教育部長 _____に提出しなければならない。

3 保管者は、その保管する公印について、異動又は事故があったときは、速やかに、公印異動事故届（様式第3）を教育部長 _____に提出しなければならない。

（廃止及び廃棄）

第6条 改刻その他の理由により使用しなくなった公印は、公印使用廃止届（様式第4）をつけて教育部長 _____に引き継がなければならない。

2及び3 （略）

（公印の刷込）

第9条

1 （略）

2 前項の印刷をしようとする者は、その文書の名称、枚数、使用期間、文書の保存者及び刷り込みの理由並びに公印の名称、用途及び保管者を記載した書面により教育部長 _____を経て教育長の決裁を得なければならない。

3 （略）

様式第2 （第5条関係）

【別記1 参照】

2 保管者は、前項の規定により公印を作成し、又は改刻したときは公印作成改刻届（様式第2）を教育文化部長 _____に提出しなければならない。

3 保管者は、その保管する公印について、異動又は事故があったときは、速やかに、公印異動事故届（様式第3）を教育文化部長 _____に提出しなければならない。

（廃止及び廃棄）

第6条 改刻その他の理由により使用しなくなった公印は、公印使用廃止届（様式第4）をつけて教育文化部長 _____に引き継がなければならない。

2及び3 （略）

（公印の刷込）

第9条

1 （略）

2 前項の印刷をしようとする者は、その文書の名称、枚数、使用期間、文書の保存者及び刷り込みの理由並びに公印の名称、用途及び保管者を記載した書面により教育文化部長 _____を経て教育長の決裁を得なければならない。

3 （略）

様式第2 （第5条関係）

【別記1 参照】

様式第 3 (第 5 条関係)	様式第 3 (第 5 条関係)
【別記 2 参照】	【別記 2 参照】
様式第 4 (第 6 条関係)	様式第 4 (第 6 条関係)
【別記 3 参照】	【別記 3 参照】

【別記1】

改正後

公 印 作 成 届
改 刻

年 月 日

教育部長 殿

保管者 印

下記のとおり公印を 作成 しましたので、お届けします。
改刻

印 影	作成 改刻 した公印の名称
	作成 改刻 した日付 年 月 日
	作成 改刻 の理由
寸 法	使用開始 年 月 日
品 質	廃止した公印名
用 途	その他参考事項

改正前

公 印 作 成 届
改 刻

年 月 日

教育文化部長 殿

保管者 印

下記のとおり公印を 作成 改刻 しましたので、お届けします。

印 影	作成 改刻 した公印の名称
	作成 改刻 した日付 年 月 日
	作成 改刻 の理由
寸 法	使用開始 年 月 日
品 質	廃止した公印名
用 途	その他参考事項

【別記2】

改正後

公 印 異 動 届

年 月 日

教育部長 殿

保管者 印

下記のとおりに公印に異動
事故がありました。

公 印 の 名 称	
異 動 発 生 年 月 日 事 故	
異 動 の 内 容 事 故	
事 故 発 生 後 の 処 理 (事故の場合のみ)	
そ の 他 参 考 事 項	

改正前

公 印 異 動 届

年 月 日

教育文化部長 殿

保管者 印

下記のとおり公印に異動
事故がありました。

公 印 の 名 称	
異 動 事 故 発 生 年 月 日	
異 動 事 故 の 内 容	
事 故 発 生 後 の 処 理 (事故の場合のみ)	
そ の 他 参 考 事 項	

【別記3】

改正後

公 印 使 用 廃 止 届

年 月 日

教育部長 殿

保管者 印

下記のとおり公印使用を廃止しましたので、お届けします。

印 影	公印の名称
	使用廃止の日 年 月 日
	理 由
寸 法	
品 質	
その他参考事項	

改正前

公 印 使 用 廃 止 届

年 月 日

教育文化部長 殿

保管者 印

下記のとおり公印使用を廃止しましたので、お届けします。

印 影	公印の名称
	使用廃止の日 年 月 日
	理 由
寸 法	
品 質	
その他参考事項	

附 則

この規程は、平成25年7月1日から施行する。

長久手市教育委員会規則第 号

長久手市教育委員会事務委任規則の一部を改正する規則

長久手市教育委員会事務委任規則（昭和53年長久手町教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
第1条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する<u>事務</u>を教育長に委任する。 (1) <u>教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関すること。</u> (2) <u>教育委員会規則その他教育委員会の定める規定の制定又は改廃を行うこと。</u> (3) <u>教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の設置及び廃止を決定すること。</u> (4) <u>教育長の任免を行うこと。</u> (5) <u>教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。</u> (6) <u>県費負担教職員の懲戒、任免その他の進退について内申すること。</u> (7) <u>県費負担教職員のサービスの監督の一般方針を定めること。</u> (8) <u>教育関係職員の研修の一般方針</u>	第1条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する<u>教育事務</u>を教育長に委任する。 (1) <u>学校教育又は社会教育に関する一般方針を定めること。</u> (2) <u>学校、公民館、図書館その他教育機関の設置又は廃止を決定すること。</u> (3) <u>1件10万円を超える教育財産の取得又は処分を決定すること。</u> (4) <u>人事の一般方針を定めること又は懲戒を行うこと。</u> (5) <u>教育委員会事務局職員及び学校その他の教育機関の職員（県費負担教職員を除く。）の任免その他の人事に関すること。</u> (6) <u>教育長の任免を行うこと。</u> (7) <u>学校、公民館、図書館その他の教育機関の敷地の設定又は変更を決定すること。</u>

を定めること。

(9) 教育予算その他議会の議決を経るべき議案について意見を申し出ること。

(10) 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関すること。

(11) 教科内容及びその取扱いの一般方針を定めること。

(12) 教科用図書その他の教材の採択を行うこと。

(13) 社会教育委員及び文化財保護審議会委員を委嘱すること。

(14) 市指定文化財の指定又はその解除に関すること。

(15) 学齢児童生徒の就学すべき学校の区域を設定し、又は変更すること。

第2条 教育長は、前条の規定にかかわらず、委任された事務について重要かつ異例の事態が生じたときは、これを教育委員会に諮るものとする。

(8) 1件10万円を超える工事の計画及び執行を決定すること。

(9) 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃を行うこと。

(10) 議会の議決を経るべき議案の原案を決定すること。

(11) 教育予算の見積を決定すること。

(12) 1件10万円を超える契約を締結すること。

(13) 教育委員会関係各種の委員の任免又は委嘱を行うこと。

(14) 学齢児童生徒の就学すべき学校の区域を設定し、又は変更すること。

(15) 教育委員会に係る事務の管理及び執行の状況の点検及び評価並びにその公表に関すること。

第2条 教育長は、前条の規定にかかわらず、委任された事務について重要かつ異例の事態が生じたときは、これを教育委員会の決定にかからしめることができる。

附 則

この規則は、平成25年7月1日から施行する。

○長久手市教育委員会事務委任規則

第1条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する教育事務を教育長に委任する。

- (1) 学校教育又は社会教育に関する一般方針を定めること。
- (2) 学校、公民館、図書館その他教育機関の設置又は廃止を決定すること。
- (3) 1件10万円を超える教育財産の取得又は処分を決定すること。
- (4) 人事の一般方針を定めること又は懲戒を行うこと。
- (5) 教育委員会事務局職員及び学校その他教育機関の職員（県費負担教職員を除く。）の任免その他人事に関すること。
- (6) 教育長の任免を行うこと。
- (7) 学校、公民館、図書館その他の教育機関の敷地の設定又は変更を決定すること。
- (8) 1件10万円を超える工事の計画及び執行を決定すること。
- (9) 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃を行うこと。
- (10) 議会の議決を経るべき議案の原案を決定すること。
- (11) 教育予算の見積を決定すること。
- (12) 1件10万円を超える契約を締結すること。
- (13) 教育委員会関係各種の委員の任免又は委嘱を行うこと。
- (14) 学齢児童生徒の就学すべき学校の区域を設定し、又は変更すること。
- (15) 教育委員会に係る事務の管理及び執行の状況の点検及び評価並びにその公表に関すること。

第2条 教育長は、前条の規定にかかわらず、委任された事務について重要かつ異例の事態が生じたときは、これを教育委員会の決定にかからしめることができる。

○長久手市教育委員会事務委任規則

第1条

教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

- (1) 教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関すること。
- (2) 教育委員会規則その他教育委員会の定める規定の制定又は改廃を行うこと。
- (3) 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の設置及び廃止を決定すること。
- (4) 教育長の任免を行うこと。
- (5) 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。
- (6) 県費負担教職員の懲戒、任免その他の進退について内申すること。
- (7) 県費負担教職員のサービスの監督の一般方針を定めること。
- (8) 教育関係職員の研修の一般方針を定めること。
- (9) 教育予算その他議会の議決を経るべき議案について意見を申し出ること。
- (10) 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関すること。
- (11) 教科内容及びその取扱いの一般方針を定めること。
- (12) 教科用図書その他の教材の採択を行うこと。
- (13) 社会教育委員及び文化財保護審議会委員を委嘱すること。
- (14) 市指定文化財の指定又はその解除に関すること。
- (15) 学齢児童生徒の就学すべき学校の区域を設定し、又は変更すること。

第2条

教育長は、前条の規定にかかわらず、委任された事務について重要かつ異例の事態が生じたときは、これを教育委員会に諮るものとする。